## A. 該当するケース

観光、商用、親族訪問等、「短期滞在」の在留資格に該当する活動(1回当たりの滞在期間30日以内)を複数回予定している方で、以下のB(1)~(4)のいずれかを満たす場合

B. 提出書類(各書類の詳細は、https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr\_ja/11\_000001\_00898.html)

※は当館 HP でダウンロード可

## 〔共通書類〕

- (1) パスポート (要署名)
- ② パスポート写し(身分事項ページのみ)
- ③ 査証申請書※(4.5×3.5cm の顔写真貼付)
- ④ 数次有効查証発給希望理由書※
- ⑤ PSA 発行の出生証明書及び婚姻証明書(既婚者のみ)(どちらも PSA が1年以内に発行したもの)(注)
- ☞ 使用済みの日本国査証が旅券上にある場合は不要
  - (注)【併せて提出する書類(以下の場合のみ)】
    - ・印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の出生又は婚姻証明書
    - ・出生遅延登録→洗礼証明書及び小学校又は高校の学校成績表(フィリピン教育省:指定様式 137)
    - ・PSA に記録がない→市町村役場発行の出生又は婚姻証明書及び PSA 発行の記録不存在証明書
  - ⑥ 滞在予定表※
  - ⑦ 申請人の預金残高証明書(直近6か月の預金残高が確認できること)
    - ・6か月の平均預金残高の記載がない場合は、直近6か月分の入出明細を提出
  - ② 申請人の納税証明書(フィリピン内国歳入局指定様式。写し可)
    - ・様式2316については、雇用者及び被雇用者の署名があるもの
    - ・自営業者の場合は、上記に加え納税事実を証明する領収書(写し可)
    - ・何らかの理由で⑧申請人の納税証明書及び⑨在職証明書が提出できない場合(退職者、専業主婦、無職を除く)は、理由書を提出。学生は、学生証(写し)又は在学証明書を提出。
  - ⑨ 在職証明書(在職期間、給与及び役職の記載のあるもの)
    - 自営業の場合は、貿易産業省(DTI)発行の社名登録証明書及び市役所発行の営業許可書

## 〔発給条件と必要な書類〕

- (1)過去3年間に日本への短期滞在での渡航歴があり、渡航費等の経費支弁能力を有する方
  - → パスポート上に以下の査証等が必要(失効済みパスポートも提出可)
    - ・過去3年以内における日本の短期滞在査証及び在留資格「短期滞在」の上陸許可証印
- (2) <u>過去3年間に日本への短期滞在での渡航歴があり、かつ、G7諸国(日本を除く)への複数回の渡航歴がある方</u>
  - → パスポート上に以下の査証等が必要(失効済みパスポートも提出可)
    - ・過去3年以内における日本の短期滞在査証及び在留資格「短期滞在」の上陸許可証印
    - 過去3年以内におけるG7諸国(日本を除く。)の査証及び複数回の出入国印
- (3)十分な経済力を有する方

「十分な経済力を有する者」にチェックが入っている場合、「一般向け数次有効査証」又は「相当な高所得を有するフィリピン国籍者」に該当するのか、当館にて審査を行います。

- (4)上記(3)に該当する方の配偶者又は子
  - ① 上記(3)に該当する方の家族であることを証明する資料(PSA 発行の出生証明書及び婚姻証明書(既婚者のみ))(注)
  - ② 上記(3)に該当する方の旅券、数次査証の写し及び⑦、⑧、⑨